

## 第2部

### 長野県道路公社の財務事務の執行について

## 第1 外部監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項および第2項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

#### (1) 外部監査対象

長野県道路公社の財務事務の執行について

#### (2) 監査対象期間

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

但し、必要と認められた範囲において平成12年度以前の各年度分についても一部監査の対象としている。

### 3. 特定の事件を選定した理由

長野県道路公社(以下、「公社」という。)は多額の借入金を使って有料道路事業を行う法人である。公社は、その通行等について料金を徴収することができる有料道路の新設、改築、維持、修繕等の管理を総合的かつ能率的に行うことにより、地域の幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することをその使命としている。

公社は、長野県(以下、「県」という。)からの出資金と、県の債務保証による借入金を原資としてその事業を行っており、その償還負担額は大きい。

従って、公社の事業の遂行状況は、県の財政に与える影響が少なくないため、その収支構造を明らかにして、経営の効率性や債務の償還の確実性を検証することが有用である。このような状況に鑑み、このテーマを選択した。

### 4. 外部監査の方法

#### (1) 監査の要点

- ①有料道路の採算性
- ②債務の償還可能性
- ③会計処理の適正性

#### (2) 主な監査手続

- ①会計帳簿等を調査し、公社の会計処理方法が法令及び規則等に準拠しているかどうか検証した。
- ②公社本社及び管理事務所の現金及び物品の実査並びに財産管理、契約、出納等に関する事務処理について、担当者への質問、関係書類との照合等を実施した。
- ③現在進行中の道路工事に関して、入札関係書類、契約書等の関係書類を調査し、工事に

関する財務事務の執行が法令及び規則等に準拠して実施されているかどうか検討した。  
また、現場を視察した。

④県との委託契約書等の閲覧、質問、関係書類との照合等を行った。

⑤企業会計ベースの財務諸表を試作し、公社の財政状況を把握した。これにより、債務償還可能性の検討を行った。

## 5. 外部監査の実施期間

平成14年6月24日～平成15年3月7日

## 6. 包括外部監査人及び監査補助者

包括外部監査人

柳 澤 孝 男 公認会計士

補助者

清 水 涼 子 公認会計士

福 菌 健 公認会計士

松 林 勝 コンサルタント

## 7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 外部監査の結果

### 1. 会社の概要

#### 1. 事業内容

##### (1) 事業の目的

会社は、県区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的且つ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的としている。

##### (2) 事業の概要

###### ①沿革

- 昭和47年9月 公社設立発足
- 昭和51年10月 三才山トンネル有料道路供用開始
- 昭和53年10月 新和田トンネル有料道路供用開始
- 昭和59年3月 茅野有料道路供用開始
- 昭和63年8月 平井寺トンネル有料道路供用開始
- 平成6年12月 松本トンネル有料道路供用開始
- 平成7年2月 白馬長野有料道路供用開始
- 平成7年3月 志賀中野有料道路供用開始
- 平成8年12月 新長野大橋（五輪大橋）有料道路供用開始

###### ②各道路事業の内容

三才山トンネル有料道路	道路名 区間 起点 終点 料金徴収期間 料金（普通車） 事業費	国道254号 小県郡丸子町大字西内1774番地先 松本市大字三才山931番地先（区分点） 松本市島内8846-2番地先 昭和51年10月31日～平成33年6月9日 松本区間の供用は平成6年12月15日より開通 500円（三才山区間） 300円（松本区間） 4,330百万円（三才山区間） 16,600百万円（松本区間）
新和田トンネル有料道路	道路名 区間 起点 終点 料金徴収期間 料金（普通車） 事業費	国道142号 小県郡和田村大字男女倉5305-120番地先 諏訪郡下諏訪町字子10618-1番地先 昭和53年10月4日～平成20年10月3日 620円 7,200百万円
茅野有料道路	道路名	国道299号

	区間 起点 終点 料金徴収期間 料金(普通車) 事業費	茅野市塚原1丁目2482-1番地先 茅野市ちの字大清水279-1番地先 昭和59年3月30日～平成14年3月31日(無料開放) 100円 2,580百万円
平井寺トンネル有料道路	道路名 区間 起点 終点 料金徴収期間 料金(普通車) 事業費	主要地方道上田丸子線 上田市大字古安曾字中原286-9番地先 小県郡丸子町大字東内字平井寺2979-1番地先 昭和63年8月25日～平成30年8月24日 200円 4,410百万円
志賀中野有料道路	道路名 区間 起点 終点 料金徴収期間 料金(普通車) 事業費	主要地方道中野豊野線 中野市大字七瀬字前田53-2番地先 中野市大字栗林字清水393番地先 平成7年3月16日～平成37年3月15日 300円 9,380百万円
白馬長野有料道路	道路名 区間 起点 終点 料金徴収期間 料金(普通車) 事業費	主要地方道長野大町線 長野市信更町安庭字丸山1750-1番地先 上水内郡中条村大字中条宮本2186-1番地先 平成7年2月16日～平成37年2月15日 200円 4,500百万円
五輪大橋有料道路	道路名 区間 起点 終点 料金徴収期間 料金(普通車) 事業費	県道三才大豆島中御所線 長野市大字大豆島字本郷前6172番地先 長野市真島町川合1265番地先 平成8年12月26日～平成38年12月25日 150円 11,700百万円

## 2. 組織

職員数 39人 (平成14年4月1日現在)

うち、県派遣役職員 28人、公社職員 5名、嘱託職員 4人、県併任職員 2人

### 3. 県との関係

#### (1) 出資

平成14年4月1日現在の公社の基本金残高は、21,767百万円で、全額県の出資による。

#### (2) 債務保証

政府借入金及び市中銀行等からの借入金の全額(外部からの借入金全額)について県が債務保証している。なお、平成14年4月1日現在の借入金の内訳は、政府貸付金23,619百万円、公営企業金融公庫借入金8,189百万円、市中銀行等借入金929百万円である。

#### (3) 受託業務

平成14年4月1日現在、県から新和田トンネル有料道路延伸事業に係る工事について受託している。その他、県所管の道路のうち一部の区間につき、融雪作業を受託している。

### 4. 平成13年度長野県道路公社事業概要について

供用路線は、7路線8区間である。平成13事業年度の実績は以下のとおりである。

#### ①三才山トンネル有料道路

実績		一日当たり	計画比	前年比
交通量	3,470千台	9,506台	90.7%	101.0%
料金収入	1,749,899千円	4,794千円	89.3%	100.0%

[三才山区間] 実績		一日当たり	計画比	前年比
交通量	3,020千台	8,275台	108.1%	101.6%
料金収入	1,612,612千円	4,418千円	102.7%	100.3%

[松本区間] 実績		一日当たり	計画比	前年比
交通量	449千台	1,231台	43.6%	97.0%
料金収入	137,287千円	376千円	35.2%	97.0%

#### ②新和田トンネル有料道路

実績		一日当たり	計画比	前年比
交通量	1,880千台	5,151台	97.5%	101.1%
料金収入	1,293,825千円	3,545千円	91.3%	100.4%

#### ③茅野有料道路

実績		一日当たり	計画比	前年比
交通量	2,931千台	8,031台	112.2%	100.0%
料金収入	281,001千円	770千円	98.5%	98.2%

#### ④平井寺トンネル有料道路

実績		一日当たり	計画比	前年比
交通量				
料金収入				

交通量	1,493千台	4,089台	86.9%	98.2%
料金収入	290,104千円	795千円	80.1%	97.0%

⑤志賀中野有料道路

実績		一日当り	計画比	前年比
交通量	809千台	2,216台	46.9%	93.7%
料金収入	248,767千円	682千円	47.2%	94.2%

⑥白馬長野有料道路

実績		一日当り	計画比	前年比
交通量	1,482千台	4,061台	82.8%	96.0%
料金収入	291,563千円	799千円	74.6%	93.1%

⑦五輪大橋有料道路

実績		一日当り	計画比	前年比
交通量	1,283千台	3,516台	37.7%	83.0%
料金収入	171,894千円	471千円	34.1%	82.7%

⑧全路線合計

実績		一日当り	計画比	前年比
交通量	13,348千台	36,570台	78.5%	97.4%
料金収入	4,327,053千円	11,855千円	79.5%	98.1%

この他、新和田トンネル有料道路延伸事業を行っている。

## II. 監査の結果

### 1. 会計処理について

#### (1) 受託業務に係る会計処理について

公社では、新和田トンネル有料道路延伸事業に伴い、県からその一部の施工について委託を受けている。

委託金額の内訳は、工事請負費と事務費から構成され、以下のような会計処理を行っている。

#### ①工事請負費について

入金時	現金	463,108 千円 / 受託業務受入金	463,108 千円
出金時	受託業務支払金	470,220 千円 / 現金	470,220 千円
決算整理仕訳	未収金	161,100 千円 / 受託業務受入金	161,100 千円
	受託業務支払金	153,988 千円 / 未払金	153,988 千円

#### ②事務費について

入金時	現金	17,482 千円 / 受託業務収入	17,482 千円
出金時	受託業務事務費	25,642 千円 / 現金	25,642 千円
決算整理仕訳	受託業務事務費	479 千円 / 未払金	479 千円
	未収金	8,640 千円 / 受託業務収入	8,640 千円

請負工事については、当年度に終了する予定の工事が工事遅延等の理由によって翌年度に持ち越される場合（繰越）は、決算整理仕訳で受託業務受入金と受託業務支払金を予算額に一致させる処理を行う一方で、翌年度、工事が終了した時点で精算処理を行っている。

一方、事務費については、損益計算書上の費用及び収益として計上しているが、繰越の場合は、請負工事費同様に決算整理仕訳により予算額に一致させている。

上記の会計処理の問題点として次の点が挙げられる。

- ・工事請負業務、事務業務の区分なく同一の契約として受託しているにも関わらず、会計処理上、両者を区分していること。
- ・請負工事費については、年度の予算額に合わせるため、決算整理仕訳を行っている。このため、資産及び負債が両方膨らんでいる。事務費についても、同様に予算額に一致させる処理を行っている。

従って、これらの点については、以下の改善が必要である。



③工事請負費について

原則として実際に受け入れた金額を受託業務受入金とし、また、実際に支払った金額を受託業務支出金として計上する。

入金時	現金	463,108千円	／	受託業務受入金	463,108千円
出金時	受託業務支払金	470,220千円	／	現金	470,220千円
決算整理仕訳なし					

④事務費について

③と同様の処理を行う。

入金時	現金	17,482千円	／	受託業務受入金	17,482千円
出金時	受託業務支出金	25,642千円	／	現金	25,642千円
決算整理仕訳	なし				

なお、平成13年度工事で年度末までに竣工した工事2件(75,244千円)についても受託業務支払金及び受託業務受入金両勘定に協定額が計上されている。これらについては、竣工時に相殺することが必要である。

⑤完成した工事の振替

竣工時	受託業務受入金	75,224千円	／	受託業務支払金	75,224千円
-----	---------	----------	---	---------	----------

(2) 茅野有料道路無料化に伴う会計処理

茅野有料道路は、平成14年4月1日から無料開放し、有料道路事業が廃止された。この背景は、以下のとおりである。

「茅野有料道路」については、昭和59年3月、中央道西宮線の開通に伴う観光客の増加や、産業活動の活発化による国道299号の交通渋滞の解消を図る目的で公社が供用を開始した。

この路線の年間交通量は、平成13年度実績で293万台と、計画交通量を12.2%上回る黒字路線であったが、近年、有料道路を迂回する車輛などにより、周辺において当初予想することが出来なかった交通渋滞が発生し、茅野市から無料開放の強い要望が出されていた。

平成13年度、茅野市が未償還額に見合う料金相当額を公社に負担し、それにより平成14年4月1日からの無料開放が実現した。

なお、無料開放に伴う定款及び料金徴収期間の変更について、県議会の議決及び国の許可を得ている。

以下、これに伴う会計処理を検証した。

①無料開放に係る仕訳

会計伝票を調べたところ、以下のような会計処理がなされていた。

(単位：円)

伝票日付	件名	仕	訳
平成14年 3月8日	茅野市からの 寄附金の受入	現金預金 459,000,000	/ 寄附金 459,000,000
3月19日	建物等代金納入	(a) 土地 現金預金 21,250,000	/ 土地 21,250,000
		(b) 建物 現金預金 17,340,000 減価償却累計額 6,514,783 固定資産処分損 10,630,635	/ 建物 34,485,418
		(c) 建物に係る消費税 現金預金 867,000	/ 預り金 867,000
3月20日	借入金償還	長期借入金 182,552,034	/ 現金・預金 182,552,034
3月28日	出資金返済	出資金 516,000,000	/ 現金・預金 516,000,000
3月31日	償還準備金繰入	償還準備金繰入額 595,659,316	/ 償還準備金 595,659,316
3月31日	損失補填引当金繰入*	損失補填引当金繰入額 17,340,000	/ 損失補填引当金 17,340,000
3月31日	その他資産処分	固定資産処分損 8,160,137	/ 車庫・工具器具備品 8,160,137

\*但し、公社会計規程に定める通常の繰入額と合算されて起票されている。

さらに、公社は、起票を通さず、決算書上だけ償還準備金繰入を17,340,000円増額し、かつ同額だけ損失補填引当金繰入額を減額しているが、これは、特段の理由もなく調整したものと説明している。

(公社が起票によらず決算書に加えた調整)

償還準備金繰入額	17,340,000	/ 損失補填引当金繰入額	17,340,000
----------	------------	--------------	------------

これらの結果、(4)で記述する財務諸表と財務諸表附属明細書との不整合が生じている。本来は、以下のように仕訳をすることが必要である。

3月31日	償還準備金繰入額	612,999,316	/ 償還準備金	612,999,316
	償還準備金	17,340,000	/ 償還準備金取崩額	17,340,000
	損失補填引当金繰入額	17,340,000	/ 損失補填引当金	17,340,000

さらに、公社は消費税について税込処理を実施しているにも拘わらず、上述の3月19日の仕訳において、建物売却収入に係る消費税867千円(17,340千円×5%)を預り金として処理しているため、収益計上漏れとなっている。

3月19日の(b)(c)の仕訳は、以下のように行うことが必要である。

(単位：円)

3月19日	現金預金	18,207,000	/ 建物	34,485,418
	減価償却累計額	6,514,783		
	固定資産処分損	9,763,635		

②他路線からの借入金の返済に係る仕訳

昭和55年茅野有料建設当初、他路線から借り入れた5,500千円についての返済、すなわち損失補填引当金(茅野)から損失補填引当金(三才山及び新和田)へ振替える仕訳においても、起票が一部省略されている。

また、損失補填引当金(茅野)への繰入額は、本来あるべき金額よりも5,500千円少ない。

(公社の仕訳)

(単位:円)

伝票日付	仕	額	訳	額
平成14年3月31日	雑支出(茅野)	5,500,000	雑収入(三才山)	3,422,000
			雑収入(新和田)	2,078,000
3月31日(注)	損失補填引当金繰入額(三才山)	3,422,000	損失補填引当金	3,422,000
	損失補填引当金繰入額(新和田)	2,078,000	損失補填引当金	2,078,000

(注)但し、会計規程細則に定める通常の繰入額と合算されて起票されている。

本来は、損失補填引当金(茅野)へ適正な金額を繰入れたうえで、以下の仕訳を行うことが必要である。

(本来あるべき仕訳)

(単位:円)

伝票日付	仕	額	訳	額
平成14年3月31日	損失補填引当金(茅野)	5,500,000	損失補填引当金取崩額(茅野)	5,500,000
	損失補填引当金繰入額(三才山)	3,422,000	損失補填引当金(三才山)	3,422,000
	損失補填引当金繰入額(新和田)	2,078,000	損失補填引当金(新和田)	2,078,000

(3)消費税還付金の会計処理

「有料道路事業に係る消費税の課税上の取り扱いについて」(平成2年2月22日付建設省道有発第30号)によると、建設中の路線の消費税の還付金の会計処理については、以下のように処理をすることが奨励されている。

a) 供用開始後借入金等の償還に充当するため「償還準備積立金」等の名称を付した科目を立てて留保すること

b) 還付金に係る仕訳は、雑収入とすること

公社は、これに従って、消費税の還付金について「償還準備積立金」に積立している。

しかし、以下のような仕訳によりそれを行っているため、雑収入及び積立金繰入額が計上漏れとなっている。

(公社の仕訳)

新和田延伸工事に係る還付確定額	未収金	16,483,150	償還準備積立金	16,483,150
-----------------	-----	------------	---------	------------

(本来あるべき仕訳)

新和田延伸工事に係る還付確定額	未収金	16,483,150	雑収入	16,483,150
	償還準備積立金繰入額	16,483,150	償還準備積立金	16,483,150

公社は、上述の旧建設省の指導の趣旨を考慮した上で適正な会計処理を行う必要がある。

(4) 財務諸表と財務諸表附属明細書との不整合

(2)～(3)に記載した事項を原因として、財務諸表上の数値と財務諸表附属明細書とが以下のように整合していない。

		損益計算書(a)	附属明細書(b)	差異(a)-(b)	コメント
(a)	償還準備金繰入額	612,999,316	595,659,316 (特別法上の引当金等明細表「償還準備金当期増加額」)	17,340,000	(2)①で記述した原因による。起票の結果は、(b)となるが、起票によらず、(a)の数値を計上したもの。
(b)	償還準備積立金繰入額	—	16,483,150 (特別法上の引当金等明細表「償還準備積立金当期増加額」)	-16,483,150	(3)で記述した原因による。「償還準備積立金繰入額」を起票せず、未収金を相手勘定に積立金を増額したものの。
(c)	雑収入	—	16,483,150 (業務外収入明細表「雑収入」)	-16,483,150	(3)で記述した原因による。「雑収入」は起票されていないが、(b)には記載されている。
(d)	雑収入	—	17,340,000 (業務外収入明細表「雑収入」)	-17,340,000	(2)①に記載した建物売却による収入額であるが、財務会計上は、雑収入としては計上されていない。
(e)	損失補填引当損	395,974,196	412,348,596 (特別法上の引当金等明細表「損失補填引当金当期増加額」)	-17,340,000	(2)①に記載した原因による。起票の結果は、(b)となるが、起票によらず(a)としたもの。

(2)～(3)でも記載したように、公社は、会計処理に当たって、以下のことに留意する必要がある。

①起票をせずに、財務会計上の数値を変更しないこと

現状では、適正な手続によらず、財務会計上の数値が変更され決算書が作成される状況にあり、内部統制上重大な問題がある。公社は、経理責任者の責任において、会計処理を適切に行うとともに、財務諸表作成の過程において、起票によらないで財務会計上の残高を変更するような例外的な場合は、社内での適切な承認を得ることが必要である。

②附属明細書は、財務諸表上の数値の明細とすること

財務諸表附属明細書は、財務諸表の各科目に計上されている金額の内訳を示しているの  
 であるから、それぞれ対応する数値は一致するようにすることが必要である。また、(d)の  
 ように当該科目に該当しない数値を記載しないよう留意することが必要である。

(5) 未払金の計上漏れ

志賀中野有料道路管理事務所において、平成13年12月22日に発生した交通事故につい  
 て、業者に依頼した際の修理代金(約80千円)が、往査日(平成14年7月23日)現在未  
 払いとなっていた。

現在まで未払いのまま放置されていた原因は、事故発生当時の検分による証拠物件の入  
 手状況から犯人が特定できるのではないかとということで、修理代金支払いを猶予していた  
 ところ、結果的に犯人が見つからないまま支払いを失念したとのことである。修理完了後  
 は速やかに請求書を入手し、支払を行うことが必要である。

(6) 退職手当引当金

公社会計規程実施細則第99条によれば、年度末には、在職する役員及び職員が自己の事  
 由により退職するものと仮定した場合における要支給額を退職手当引当金として計上する  
 ことされている。

しかし、公社は、「長野県道路公社職員退職手当支給規程第5条」に基づき、職員が「業務  
 上の災害により死亡したとき」等に適用される増額分を引き当てている。このため、退職手  
 当引当金が15,485千円だけ過大に計上されている。公社は、会計規程実施細則に従い退職  
 手当引当金を計上することが必要である。

## 2. 契約書の保存について

(1) 概要

公社文書規程第12条及び別表第3では、「財産の取得及び処分に関する文書等は永年保  
 存」、また「財産の管理に関する文書等は10年保存」することとされている。

(2) 実施手続及び結果

三才山トンネル有料道路(昭和51年供用開始)に関する国有林野賃借につき、3年毎に  
 契約の更新を行っている。契約書の保存状況を調べたところ、公社は当初、この契約書は「財  
 産の取得及び処分に関する文書等」に該当すると解釈して、所在不明となっている下記の期  
 間を除く契約書を保存していた。しかし、今回の監査の過程での公社調査により、本契約  
 書は「財産の管理に関する文書等」に該当し、保存期限の過ぎた文書まで保管されているこ  
 とが判明した。

公社は、文書規程の趣旨を理解し、適切な文書保存を行うことが必要である。

(参考) 契約書が保存されていなかった貸付期間
昭和48年8月28日～昭和51年3月31日
昭和51年4月1日～昭和54年3月31日
昭和54年4月1日～昭和57年3月31日
昭和58年4月1日～昭和61年3月31日

### 3. 工事契約について

#### (1) 新和田トンネル延伸工事の概要

新和田トンネル有料道路は、上田地方生活圏と諏訪・伊那地方生活圏を結ぶ主要幹線であり、更には、中央自動車道・上信越自動車道を介して、北関東と中京・京阪神を結ぶ長距離輸送の幹線道路で、大型車の利用が顕著である。

特に下諏訪町諏訪大社秋宮付近は、中山道の面影を残しているが、人家連担・幅員狭小の交通隘路であり、交通渋滞に一層拍車をかけている状況にある。

このため、長野自動車道岡谷インターチェンジに直結する国道20号バイパスの整備に合わせて、県と公社は、交通の円滑化を図り、産業、経済等、地域の発展に寄与するため、今回新和田トンネル有料道路事業の変更を行い、県が行う事業も公社に委託し、国道142号延伸工事に着手したものである。

工事概要は以下のとおりである。

路線名	一般国道142号	道路の区分	第3種2級、3級
工事の区間	長野県諏訪郡下諏訪町西餅屋から長野県岡谷市長地まで	設計速度	60Km/h～40Km/h
延長	10.4Km	車線の数	2車線
事業費	245億円(うち有料道路事業費132億円)	幅員	一般部 7.0m(13.0m) 橋梁部 7.0m(10.0m) トンネル部 7.0m(8.5m)
工事の期間	平成8年12月～平成15年3月		

#### (2) 実施手続

①県と公社の間で締結された「新和田トンネル有料道路(延伸)事業に係る基本協定書」(以下、「基本協定」という。)及び基本協定の一部を変更する協定を閲覧した。

#### ②会計処理の検討

- ア. 建設仮勘定の貸借対照表価額と費目の内訳を照合した。
- イ. 受託事業に係る会計処理を確認した。
- ウ. 事務費の配賦基準について検証した。

③平成13年度に施工された工事14件について、入札関係資料及び請負契約書等を閲覧し、法令及び規則に従い、契約手続、部分払い及び工事完了確認が実施されているかどうかを調べた。

#### (3) 結果

「1. 会計処理について(1)受託業務に係る会計処理について」で記述した点及び以下の点を除いては、問題点は見当たらなかった。

なお、事務費の配賦に関する問題点については、「第3 包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見 II. 工事関係 (1) 合併施工に伴う問題点」で記述している。

#### ①発注方式

道路公社は、原則として、入札・契約手続について、県の基準を採用している。

県においては、A級対象工事のうち、原則として、予定価額が10億円以上の大型規模工事については一般競争入札を、5億円以上10億円未満については公募型指名競争入札、それ以下の金額の工事については、指名競争入札或いは技術的難度が高い工事については意向確認型指名競争入札を実施すべきとしている。

平成13年度に実施された工事14件のうち、5億円を超える大型工事は、1件(工事番号4)あったが、これについても公社は、従来型指名競争入札によって業者を選定した。この理由について、公社は工事の特殊性を挙げているが、請負人選定調書においては、他の指名競争入札と同様の選定理由が記載されているに留まっている。本来であれば公募型指名競争入札とすべき金額の工事であるところを、特別な理由で他の発注方式が適切であると判断するのであれば、その理由を明らかにしたうえで社内的に決裁を経る等の措置を取ることが必要である。

## ② 予定価格の設定について

公社は、入札予定価格の決定においては、「適正な価格による公共工事の発注について」(昭和55年建設省公発第537号建設事務次官から各地方建設局長あて)に基づき、合理的な理由のない限り設計金額を予定価格としている。しかし、「道路舗装工事(工事番号1)」は、積算価額が31,150千円であったのに対し、特段明確な理由もないまま予定価格がこれより50千円低い31,100千円とされていた。積算価額と異なる予定価格を設定するのは、合理的な根拠に基づく場合に限るべきである。

## ③ 部分払請求書について

平成13年度の工事が年度中に終了しない場合、翌年度に繰り越されることになる。この場合、13年度末までの出来形について部分払い請求がなされる。

ア. 請負工事の工期に係る契約変更が未了のまま、部分払い請求がなされていたもの

(ア) F社による道路拡幅築造工一式(工事番号7)に係る部分払請求書(25,900千円)

(イ) A社による道路拡幅改良工(工事番号10)に係る部分払請求書(10,482千円)

(ウ) F社による道路拡幅改良工(工事番号12)に係る部分払請求書(15,536千円)

このように変更前の工期が記載された部分払請求書は、他に複数あった。これらの工事は、当初繰越予定がなかったが、実際に工事が年度中に完了しなかったため、工期変更をやむなくされたものである。出来形検査確認のための申請がいずれも3月上旬に出され、検査がそれぞれ3月22日(工事番号7)、3月19日(工事番号10及び12)に行われ出来形率が認定されており、この時点では、既に工期変更は明らかであったはずである。

公社としては、3月末までに変更契約を締結し、変更後の工期を明らかにした上で、部分払い請求に応じることが必要である。

イ. E社長野支店によるトンネル遠方監視制御設備工事(長地3)(工事番号5)は、平成13年度末における出来形率は55%と認定されているのに対し、業者の部分払い請求書上、出来形率57%と記載され、間違った算出過程が記されていた。この請求額は、正しい計算に基づく請求金額と合致していたとのことであるが、公社は、業者に対して

請求書の正しい記載を指導することが必要である。

#### 部分払い請求書(誤)

請求限度額の計算

$$162,750,00 \times 57\% = 92,767,500$$

$$92,767,500 - 46,600,000 \text{ (既前払金額)} = 46,167,500$$

→実際の請求金額は 45,049 千円

#### 正しい請求金額の限度額

請求限度額

請負代金相当額  $\times$  9/10 - (請負代金相当額)  $\times$  (当該会計年度前払金額/当該会計年度の出来高予定額)

$$= 162,750 \times 55.0\% \times 9/10 - 162,750 \times 55.0\% \times (46,600/138,700)$$

$$= 50,486 \text{ 千円}$$

#### ④下請負人通知書

建設業法により、一般に、工事の全部またはその主要な部分については、一括して第三者に委任または請け負わせてはならないとされている。請負人は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金が、建設一式以外の工事にあつては、3,000万円以上となるときは、施工体制台帳を作成し、工事現場に備え置くとともに、発注者に指定様式で下請負人通知書を提出しなければならないことになっている。

F社の工事(工事番号6及び12)に関しては、着工日である12月28日付下請負人通知書が入手されていたが、その記載は、諏訪工事事務所に置かれている施工体制台帳上記載されている内容が異なっていた。

また、その他の工事については下請負人通知書が入手されていなかった。公社の説明によれば、通知書を取らない場合においても、工事を丸投げしていないことの確認は、施工体制台帳により確認されているとのことである。しかし、施工体制台帳作成工事は、必ず下請負人通知書も提出することが要求されており、また、標記金額以下の工事であっても報告を求めることができるとされている。

公社は、これらの報告を適時に求めることにより、一括下請け等が行われていないことを確認することが必要である。



#### 4. 固定資産の管理について

##### (1) 現状

公社は、道路以外の固定資産（以下「固定資産」という。）について「会計規程実施細則（昭和47年9月1日通達第1号）」の規定に基づく固定資産管理台帳（以下、「台帳」という。）に個別の資産を記録し、管理している。

消耗器具備品は、消耗器具備品管理票で管理されている。

##### (2) 実施した手続

道路以外の固定資産について台帳の整備状況及び減価償却の状況を調査し、台帳と現物との照合を行った。また、道路以外の固定資産の処分基準について確認した。

##### (3) 結果

###### ①現物管理

固定資産に管理番号を付したシール等が貼られていないため、台帳上での資産が特定できない物品が存在した。そのため、予め連番を付したシール等を貼り、管理を行う等、全管理事務所で統一した備品管理を行うことが必要である。

###### ②本社の固定資産

管理事務所が固定資産を購入し、台帳上も管理事務所の所有となっているが、現物は管理事務所にはなく、当初より本社で使用しているものが以下のように見られた。

(単位：円)

購入事務所	保管部署	品目	規格	取得年月日	耐用年数	数量	取得価額	固定資産計上額(a)	減価償却費(b)	現在価額(a-b)
三才山	本社	車両	日産セドリック 長野33の3745	H7.9.20	5	1	3,568,050	同左	3,389,647	178,403
	同上	木製デスク	コクヨ MG-DDR	H10.3.30	8	2	573,300	同左	257,984	315,316
	同上	木製デスク	ライオン PN-188DK	H10.3.30	8	1	312,900	同左	140,804	172,096
	同上	木製飾棚	ライオン PN-845SK	H10.3.30	8	1	247,800	同左	111,512	136,288
	同上	木製書棚	ライオン PN-218BK	H10.3.30	8	1	312,900	同左	140,804	172,096
	同上	応接ソファ	コクヨ CE-43KSN	H10.3.30	5	1	214,200	同左	154,224	59,976
	新和田	同上	車両	日産セドリック 長野58の8613	H7.6.22	5	1	2,308,200	同左	2,192,790
同上		ビデオカメラ	National V-LCI	H6.10.6	5	1	203,363	同左	193,195	10,168
同上		レザ-プリンタ	Canon LBP-730	H9.11.13	5	1	294,000	同左	229,320	64,680
同上		防災ファクス	松下電器産業 SP-100	H11.9.3	5	1	315,000	同左	141,750	173,250
五輪	同上	車両	日産セドリック 長野44て780	H5.6.15	5	1	1,836,400	*	587,648	91,820
計					12	10,186,113		7,539,678	1,489,503	

\*五輪大橋管理事務所購入の車両（長野44て780）は建設期間中において購入使用したため「建設期間減耗額が1,156,932円」あり同額を控除した679,468円を取得価額としている。

また、公社の本社が入居している建物（平成13年度末時点の帳簿価額53,227千円）は、新和田トンネル有料道路の有形固定資産として計上されている。

さらに、本社の土地(平成13年度末の帳簿価額175,400千円)は、三才山トンネル有料道路の「用地及び補償費」に含まれている。

現在、公社が保有している固定資産は、台帳上、いずれかの管理事務所の所属とされ、本社の固定資産は全く存在しない処理となっている。しかし、実際には、本社も事業の用に供する固定資産を有している。

今後は、台帳上、本社の資産区分を設け、公社が使用する固定資産をそこで記録管理し、それらに係る減価償却費は、公社経費として把握し、損益計算書上「一般管理費」に含めて計上することが必要である。

なお、公社は、管理会計上、路線別損益計算書を作成しており、公社経費も割り掛けにより配賦している。この場合においても、公社で発生する減価償却費については、上述のように、一旦公社経費として把握し、その後、適切な基準で各路線に配賦することが望ましい。

③除却

公社は、道路以外の固定資産については、車両以外は処分基準がないため、公社の固定資産のなかには、新機種の購入等により今後使う見込みがなく、また、耐用年数が経過しているにも拘わらず、長期間にわたり台帳に記載されたままとなっているものがある。そのうち台帳に記載されているが、現物が確認できないものは次表のとおりである。

(単位：円)

購入管理事務所	保管部署	品目	規格	取得年月日	耐用年数	数量	取得価額	固定資産計上額	減価償却費(b)	現在価額(a-b)
三才山	本社	複写機	リコーSD-445型	S57.2.25	5	1	275,000	275,000	261,250	13,750
同上	同上	石油ストーブ	SF-251 BR2	S60.11.9	6	1	400,000	400,000	380,000	20,000
同上	同上	レーザープリンタ	キャノン LPB-A304 GII	H7.6.3	5	1	261,105	261,105	248,050	13,055
計						3	936,105	936,105	889,300	46,805

また、三才山トンネル料金所は、全長2,510mの三才山トンネル内の火災事故等を想定して、酸素循環呼吸器を昭和56年12月22日及び昭和57年6月30日に購入し、地元消防署に貸与した。しかし、その後、地元消防署も独自に酸素呼吸器を備えたため、公社の酸素循環呼吸器は使用することはなく、そのまま、現在に至っている。

(単位：千円)

購入管理事務所	保管部署	品目	規格	取得年月日	耐用年数	数量	取得価額	固定資産計上額	減価償却費(b)	現在価額(a-b)
三才山	同左	酸素循環呼吸器	プロパーBM60	S56.12.22	5	4	860	860	817	43
同上	同左	同上	同上	S57.6.3	5	2	440	440	418	22
計						6	1,300	1,300	1,235	65

車両以外の資産についても、処分基準を明確にし、使用する見込みのなくなった固定資産について定期的に除却処理を実施することが必要である。

(別紙1) 工事明細

路線名	工務名	箇所名	概要	H13精算額 (H13契約額) 円	工期	業者名	摘要
① 新和田 (延伸)	新和田トンネル有料道路 (延伸) 事業に伴う、 道路舗装工事	一般国道142号 諏訪郡下諏訪町 榑橋～町屋敷19工区	道路舗装工	37,506,000	H13.4.5	A社	有料 37,506,000
② "	新和田トンネル有料道路 (延伸) 事業に伴う、 積雪対策工事	一般国道142号 諏訪郡下諏訪町 榑橋	積雪対策布装置設工	34,975,500	H13.9.29 H13.12.10	B社 松本支店	有料 34,975,500
③ "	国庫補助 道路改良工事	一般国道142号 諏訪郡下諏訪町 落合～岡谷市長地(1)	トンネル防火設備工 一式	304,520,000	H13.11.16	C社	受託 304,520,000
④ "	国庫補助 道路改良工事	一般国道142号 諏訪郡下諏訪町 落合～岡谷市長地(1)	トンネル換気計測設備工 一式	( 472,500,000 ) 423,344,000	H15.3.20 H13.11.14	D社	受託 ( 152,445,000 ) 423,344,000
⑤ "	国庫補助 道路改良工事	一般国道142号 諏訪郡下諏訪町 落合～岡谷市長地(2)	トンネル遠方監視設備設置工	( 658,350,000 ) 62,645,000	H15.3.20 H13.11.9	東京本社 E社	受託 28,500,000 有料 34,145,500
⑥ "	国庫補助 道路改良工事	一般国道142号 諏訪郡下諏訪町 落合～岡谷市長地(3)	トンネル防火設備工 一式	( 162,750,000 ) 62,000,000	H15.3.20 H13.11.9	長野支店 F社	受託 62,000,000 ( 27,959,000 )
⑦ "	国庫補助 道路改良工事	一般国道142号 諏訪郡下諏訪町 落合～岡谷市長地(1)の2	道路防護設置工 一式	( 89,250,000 ) 64,890,000	H15.3.20 H13.10.19	F社	受託 ( 23,425,000 ) 64,890,000
⑧ "	国庫補助 道路改良工事	一般国道142号 諏訪郡下諏訪町 落合201工区	道路防護改良工 一式 L=250m, W=70(30)m	60,910,500	H14.7.31 H13.10.19	F社	受託 ( 29,240,000 ) 60,910,500
⑨ "	国庫補助 道路改良工事	一般国道142号 諏訪郡下諏訪町 榑橋～町屋敷その7	横断地下道取付工 上屋工 一式	12,810,000	13.11.12	G社	受託 12,810,000
⑩ "	国庫補助 道路改良工事	一般国道142号 諏訪郡下諏訪町 榑橋3の2	道路防護改良工 一式	69,825,000	H14.3.20 H13.12.28	A社	受託 ( 31,443,000 ) 69,825,000
⑪ "	国庫補助 道路改良工事	一般国道142号 諏訪郡下諏訪町 落合2の3工区	道路防護改良工 一式	74,277,000	H14.7.31 H13.12.28	H社	受託 ( 37,148,000 ) 74,277,000
⑫ "	国庫補助 道路改良工事	一般国道142号 諏訪郡下諏訪町 榑橋～町屋敷6	道路防護改良工 一式	154,203,000	H14.7.31 H13.12.28	F社	受託 ( 154,203,000 ) 154,203,000
⑬ "	国庫補助 道路改良工事	一般国道142号 諏訪郡下諏訪町 榑橋～町屋敷7の2	トンネル付属施設工	24,780,000	H14.7.31 H14.3.14	F社	受託 ( 77,067,000 ) 24,780,000
⑭ "	新和田トンネル有料道路 (延伸) 事業に伴う、 地下水対策工事	一般国道142号 諏訪郡下諏訪町 落合～岡谷市長地(5) 岡谷市 長地～常現寺	配水設備工 水中ポンプ 1台	8,295,000	H14.7.31 H14.2.14 H14.3.22	I社	有料 ( 14,880,000 ) 8,295,000

### 第3 包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見

#### 1. 料金徴収

##### 1. 委託契約について

###### (1) 契約形態

公社は、全7料金徴収所における徴収業務を全て委託している。契約は随意契約によっており、委託先は以下のとおりである。

###### <料金徴収所別委託契約額>

(単位：円)

料金徴収所名	委託先	平成13年度 委託契約額
三才山トンネル有料道路	J社	84,481,950
松本トンネル有料道路	K社	47,315,100
新和田トンネル有料道路	同上	62,407,800
茅野有料道路	同上	57,681,750
平井寺トンネル有料道路	同上	51,002,700
志賀中野有料道路	同上	35,729,400
白馬長野有料道路	同上	47,647,950
五輪大橋有料道路	同上	46,969,650
合 計		433,236,300

\*茅野有料道路は、平成14年3月31日をもって終了、翌日開放されたため、平成14年度は委託契約はない。

公社は、随意契約を行う理由として、現在の委託先が、職員の確保が確実であり及び料金徴収業務に習熟しているとして、同委託契約書第3条の更新規定「この契約の期間は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までとする。(略)ただし、この期間満了の日までに甲・乙いずれからも書面による異議申し出のない場合は、この契約は同一条件をもって期間満了後1年間延長するものとし、以後も同様とする。」に基づいて毎年度契約を更新している。

公社は、契約更新時に他の業者、例えば、地元企業、森林組合、シルバー人材センター等に対して委託可能性の調査を行い、一者に継続して委託することが経済性、効率性及び有効性の点から適切であるかどうか再検討することが望ましい。

###### (2) 委託料に対する検査

委託契約金額は、積算を基礎として年度当初に決定され、精算は不要とされている。委託契約書第17条により、公社は、委託業務に関して必要な指示及び調査をすることができるものとしてされているが、公社は、委託金額の用途については、委託先に一任しており、委託業務に関する毎年の支出実績や支出の内容について調査をしたことがない。公社

は、これについて、民間企業の営業努力に任せていると説明している。

しかし、公社の主要な事業を外注する場合、サービス提供に係る説明責任まで外注先に任せることはできない。公社の契約は、より県民に対して透明にされ、サービス提供が県の方針及び関連法規に準拠しており、且つ受益者や利害関係者に受け入れられるものであることを公社自らが確認するとともに、費用対効果に見合ったものであることについて、県民に対して説明責任を果たさなければならない。

公社は、委託金額の積算の妥当性を確かめる上でも、年度毎の実績の提出を求め、定期的に支出内容について調査することが望ましい。

### (3) 料金徴収体制

有料道路料金徴収事務委託契約書第7条は、「(受託者は) 料金徴収業務のため適正な人員を配置すること」と規定しており、公社はこれ以外に特に徴収員の配置、勤務等の基本方針を作成せず、委託先にこれを一任している。

しかし、公社は、料金徴収員の労務管理及び通行者の利便性等の観点から、料金徴収業務に従事する徴収員の勤務時間、班編成等について基本方針を示し、実際にそれに準拠して運用が行われているかどうか、実態を把握しておくことが望ましい。

### (4) 委託料の積算について

公社は、委託料の積算において、責任者、徴収員及び事務員について、原則として県の行政職給料表(国家公務員給与表行政職(一)と同じ)を適用している。このうち管理者は、徴収員としての採用後概ね6年経過後として行政職3-6、徴収員は短大卒の初任給である行政職1-6、事務員は高校卒として行政職1-2の水準を適用することとしている。また、通信費、印刷消耗品費、雑費等は定額配布されている。

しかし、実際には、料金徴収所従業員の基本給の格付けも、過去からの経緯等により多様となっており、また、深夜手当や責任者・主任手当の取扱いにも差異がある。

公社は料金徴収業務の人件費及び経費等の積算上、一定の基準を設定することが望ましい。

### (5) 志賀中野の自動機の更新可能性について

#### ①概要

志賀中野料金徴収所では、料金徴収業務が自動機化されている。自動機は、10年ごとの機器更新と5年ごとのオーバーホールが必要である。公社は現在使用中の自動機が耐用年数満了となる平成17年度において有人機に切り替える場合と自動機のまま継続する場合との経費比較を行い、平成17年度から有人機に切り替える方が、約75,954千円のメリットがあるとしている。

区分	有人機 (a)	自動機 (b)	差額 c=(a-b)	備考
通常経費 (d)	977,460	841,560	135,900	(a)11名で算出(五輪大橋と同数) (b)現状8名で算出
臨時経費 (e)	159,100	370,954	▲211,854	(a)初年度ブース設置 (b)更新、オーバーホール費用を含む
徴収期間満了までの経費 f=(d+e)	1,136,560	1,212,514	▲75,954	20年間

\*公社資料

なお、公社は、料金徴収所の徴収員数を、①レーン配置人数、②交換係数、③時間係数(営業時間(24h)/労働時間(8h)=3)、④休暇係数(1.637)の各係数の積で算出している。例えば、当年度の志賀中野有料道路料金徴収所における公社の算定徴収員数は、次算式のとおり7.12名となる。しかし、公社が委託料の積算としている徴収員数は、切り上げにより8名としている。

積算方式	①レーン配置人(1.45人)、②交換係数(1交代)、③時間係数(営業時間(24h)/労働時間(8h)=3)、④休暇係数(1.637)の各係数の積で算出
算出式	① $1.45 \times ② 1 \times ③ 3 \times ④ 1.637 = 7.12 \text{ 名} \approx 8 \text{ 名}$

②手続

関係資料に基づき、以下の各場合に要する年度別支出額及びその割引現在価値を試算した。

- (a)自動機を使用し、現状の8名体制を維持する
- (b)自動機を使用し、7.12名体制とする
- (c)平成16年まで自動機8名体制とし、平成17年から有人機11名体制とする
- (d)平成14年度から有人機11名体制とする

<前提条件>

(単位：千円/年)

	有人機	自動機
委託料	11名体制* 47,646	8名体制の場合： 36,357 7.12名体制の場合： 33,219
回数券印刷代	167	1,221
保守点検	750	3,400
修理に伴う部品代	310	1,100
ブース設置費	(初年度) 20,500	-
収受機オーバーホール	-	8,477
収受機の更新	(10年に1回)1回当たり 69,300	(10年に1回)1回当たり 177,000

\*五輪大橋有料道路と同じ人数

今回の試算においては、自動機を継続する場合は、7.12名体制、8名体制の双方について試算したところ、以下のような結果となった(別紙2参照)。

区分	(a)自動機 8 名 体制	(b)自動機 7.12 名 体制	(c)平成 17 年度よ り有人機に切替	(d)即時有人機 に切替
委託料	836,211	765,693	1,061,991	1,095,858
回数券印刷代	28,083	28,083	7,003	3,841
保守点検	78,200	78,200	25,200	17,250
修理に伴う部品代	25,300	25,300	9,500	7,130
ブースの設置費用	0	0	20,500	20,500
収受機オーバーホール 費用	16,954	16,954	0	0
収受機の更新費用	354,000	354,000	138,600	207,900
合計	1,338,748	1,268,230	1,262,794	1,352,479
割引現在価値*	1,091,412	1,034,712	1,020,729	1,097,130

\*割引率は長期国債 20 年 (第 58 回) 利子率 (1.9%) を参考とした。

### ③意見

上記の前提で割引現在価値で比較すると経済的な順に①平成 17 年より有人機に切替②自動機 7.12 名体制③自動機 8 名体制④即時有人機に切り替えという結果になり、現在の自動機 (8 名体制) よりも平成 17 年度より有人機に切り替える方が経済的である可能性があるが、②自動機 7.12 名体制との差は僅かである。

現状の人員体制を 8 名体制から 7.12 名体制への変更の可能性を検討するとともに、最新の更新及びオーバーホール費用の見積りに基づき、平成 17 年から有人化するかどうかについて適切な判断をすることが望ましい。

## 2. 会社の収受額のチェック体制について

### (1) 料金徴収額と料金収入日報のチェックに関する現状のフロー

#### ① 料金徴収金等

ア. 料金徴収所では、各徴収員は、担当した各レーンに設置されているトラフィックカウンターが記録した台数と徴収員がブース内で取扱った通行券 (領収書) 発行及び回数券等の収受の枚数 (原則トラフィックカウンター台数と一致) 及び収受金額を照合して、料金徴収所の責任者に「勤務表」(トラフィックカウンター台数及びブース内取扱い台数、収受金額等を記載) を提出する。

イ. 料金徴収所の責任者は各徴収員が提出した「勤務表」に基づき、一日分 (通常朝 7 時から翌日朝 7 時) の収受額を集計し、公社口座に即日入金する。料金徴収所の責任者は、各徴収員の「勤務表」から毎日下記の資料を作成し、これを 10 日毎に公社本社に送付している。

(ア) 料金収入日報

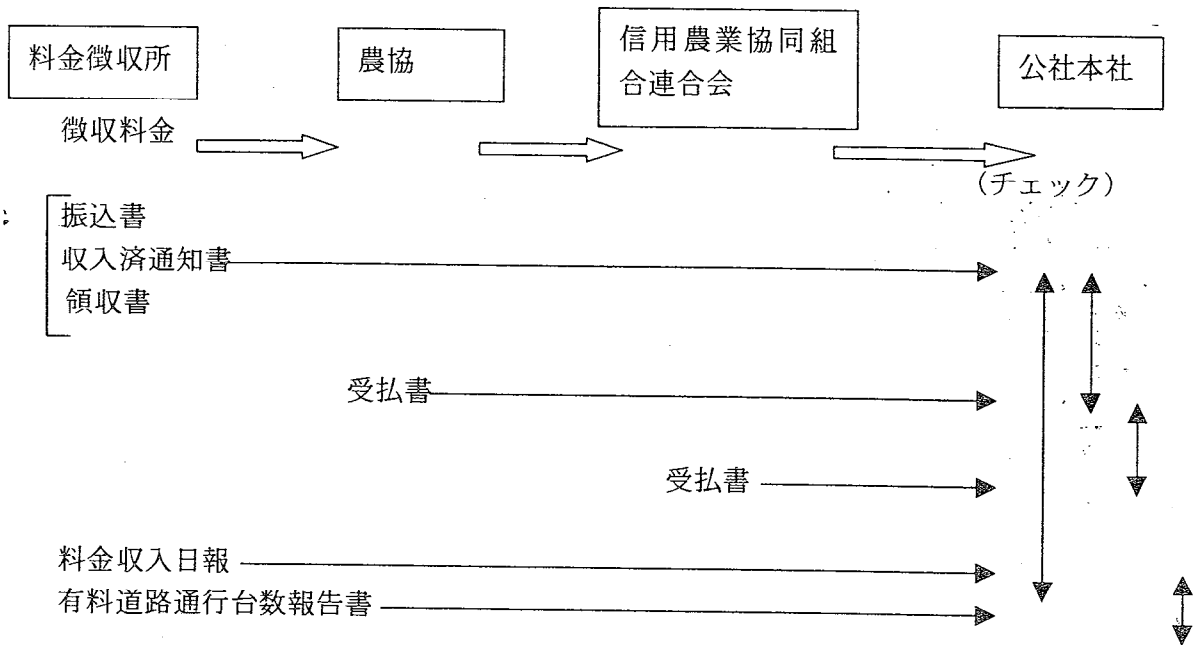
(イ) 有料道路通行台数報告書

ウ. 本社では、料金徴収所が送金時に使用した農協の「振込書・収入済通知書・領収書」の 3 連書のうち、料金徴収所が本社に送付してくる「収入済通知書」と、別途料金徴収所が毎日作成して本社に送付してくる「料金収入日報」欄の金額を照合し、金額の一致を確認している。

エ. 本社では、また、農協が作成し、公社本社に送付してくる「受払書」の金額と上記

ウ. の「収入済通知書」金額を照合し、金額の一致を確認している。  
 オ. 各農協が信用農業協同組合連合会に送金した各農協の集計金額を10日毎に作成した信用農業協同組合連合会の「受払書」の金額と上記(イ)で各農協が作成した農協の「受払書」金額とを照合し、金額の一致を確認している。  
 この状況を図示すれば、次のとおりである。なお、1料金徴収所のみ銀行口座振込みのため中間の受払書照合が省略されている。

徴収料金、書類のフロー及びチェックシステム



②通行車両台数

通行車両台数のチェックは、(ア)の「料金収入日報」の通行車両台数欄の台数と料金徴収所が別途毎日作成し本社に送付してくる「有料道路通行台数報告書」の台数を照合し、確認している。

なお、各料金徴収所には、公社の管理事務所が設置されており、所長以下2~3名の公社職員が配置されているが、公社職員は料金徴収業務には一切関与していない。

(2) 緊急車両台数の報告について

(1)で記述した業務フロー及び公社のチェック体制は、以下の点を除いて問題はないと判断された。

ブース内では徴収員が車種を確認し、料金を徴収し通行証(領収書)を発行している。但し、救急車、パトカー、消防車などの緊急車両や道を間違えて進入しUターンさせる車両(以下「緊急車両等」という。)については、徴収員は料金を徴収しない。一方、各レーンの路上にトラフィックカウンターが設置されており、これは、料金収受の有無に拘わらず通行台数を自動的にカウントする。

このため、徴収員は勤務が終了すると料金徴収機の記録に緊急車両等の台数を加算し、



その台数がトラフィックカウンターの数値と誤差がないことを確かめている。

このうち、料金收受機の記録は、システムから自動的に出力されるため信頼性が高い。しかし、緊急車両等の台数については、公社ではその様式を指定していないため、料金徴収所は独自の様式を使用して記録している。

本社では、緊急車両等の台数も合わせた通行台数とトラフィックカウンターの記録が合理的な誤差以内に収まっていることを確認しているが、緊急車両等の台数に係る記録を添付していない料金徴収所もある。

公社は料金徴収対象外の緊急車両等の記録様式を統一し、また、料金徴収の事後検証のために料金収入日報の添付資料として同記録を本社へ報告するよう徹底を図ることが望ましい。

## II. 工事関係

### 1. 合併施工に伴う問題点

合併施工方式とは、地方道路公社が借金をして有料道路の建設費を賄うだけでなく、県の税金も投入して有料道路を建設する方式のことである。返済の必要のない県費を投じることで採算性の取りにくい道路でも建設しやすい。

公社は、新和田トンネル延伸工事については、総事業費は24,500百万円、うち有料道路部分13,200百万円と県からの委託事業費8,402百万円に相当する工事を実施している。委託事業費は、当初5,543百万円の予定であったが、工事の過程で、「地質状況が当初計画に比べて非常に脆弱であることが判明し」補助工法を追加施工したため、工期が2年延長され増額されたものである。

平成13年度の工事契約額は合計1,925百万円、うち、精算は1,394百万円である。そのうち、受託部分は、1,280百万円、有料部分は、114百万円である。後者は、建設仮勘定内訳の工事費と一致していた。道路表面の舗装工事を除いて、受託部分と有料部分を物理的に分ける明確な基準はない。

次に、事務費の按分について調査したところ、一定期間のみ一部の本社職員の人件費を一般管理費から受託事務費に振替える処理がされていた。また、工事と関係のない一般管理用務に係る旅費が同様に受託事務費に振替えられる処理がされていた。受託工事については、平成13年度協定の本体工事の約半分が明許繰越されているにもかかわらず、協定額全額の2%相当の事務費がこのように平成13年度中に何らかの実費の名目で支出した形で処理されていた。

合併施工は、採算の取りにくい道路でも建設しやすいという利点がある。新和田延伸工事においても、着工当初より工期が延びたこと等により、約30億円事業費が増加したが、これらはすべて受託部分(税金投入分)の増大によって対処された。

このような施工方法を実施した場合の問題点と考えられるのは、以下の点である。

事務費の振替に見られるように、自社の経費と受託部分の経費の間で予算の関係等により、恣意的な処理がなされやすい。これについては適正な会計処理を行うことが必要である。

また、結果的に完成後、公社の貸借対照表に計上される道路資産は、新和田トンネル有料道路のサービス提供能力の一部しか表さないことになる。一方、舗装部分はすべて公社の工事であり、結果的に全線の管理を実施することになるため、他の路線に比べて維持管理費の道路資産の残高に対する割合が高くなる。このように、公社の財務諸表だけでは、新和田トンネル有料道路全体の情報は表せないため、公社は、本道路全体に係る情報、例えば資産全体の規模、県との本道路に関する役割分担等について、注記等の形で開示していくことが望ましい。

### 2. 近接工事の調整について

県では、近接して工事を分割発注する場合、「技術管理室長通知」により、以下のように取り扱いを決めている。

- (a) 工事を分割した場合は、その趣旨を明確にすること

(b) 近接して工事を同時発注する場合は、工事を分割した趣旨に鑑み、原則として重複して業者を選定しないものとする

(c) 当該地域に業者が少なく、やむを得ず重複して業者を選定する必要がある場合、入札時において、先行工区の落札者は、後行工区の入札には、参加できないものとする。  
(以下、「一抜け方式」という。)

上述の「一抜け方式」は、同一事業において近接して工事を同時発注するとき、指名選定業者が重複する場合で、かつ一工区 80 百万円以上の工事に適用するものとしてされている。

平成 13 年度契約工事 14 件のうち、入札日の同じ近接工事は、以下のようであった。

番号	発注先	住所	入札日	工期 (延長後)	工事内容	金額 (千円)
7	A 社	落合 2 の 1 工区	10/18	H13 10/19～ H14 3/20(H14 7/31)	道路改良工事	64,890
8	A 社	桶橋～町屋敷その 7	10/18	H13 10/19～ H14 3/28	道路改良工事	60,910
10	B 社	落合 2 の 3 工区	12/27	H13 12/28 ～ H14 3/28(H14 11/15)	道路改良工事	69,825
11	C 社	桶橋～町屋敷 6	12/27	H13 12/28 ～ H14 3/28(H14 7/31)	道路改良工事	74,277
12	A 社	桶橋～町屋敷 7 の 2	12/27	H13 12/28 ～ H14 3/28(H14 10/31)	道路改良工事	154,203

工事住所の落合地区と町屋敷地区は、近接しているが、木落とし坂トンネルを挟んで 1 Km 以上離れている。このような場合は、通常は一抜け方式は採用しないため、工事番号 7 および 8 には適用されなかった。しかし、10～12 番の工事は、同じく落合地区と町屋敷地区の工事であったが、年度末まで時間的な余裕もなかったため、標準工期での完成を目指して、一抜け方式を採用したとのことである。入札は 12、11、10 番の順に入札がされ、それぞれ別の業者が契約をすることとなったが、結果的に、複数の業者の工事の調整に時間を要し、当初竣工予定であった平成 13 年度末においては、出来形率 20～30%であった。

平成 13 年度契約工事 14 契約のうち 5 契約を同一業者が受注している。このように特定業者に集中し、施工能力の限界から工事が遅れる事態を避けるため、一抜け方式が採用されたものと推測されるが、結果的に約 7 ヶ月もの工期の遅れが発生している。このことは、当初期待した一抜け方式の効果がもたらされなかったことを示すとともに、契約時における公社側の各業者の工程表の検証及び調整が適切になされたのかどうかについても疑わしい。この遅延は、結果的に全体の工事の遅れなどに繋がる可能性があり、当初の計画どおりの供用開始による効用が享受されないという機会費用が発生する可能性がある。

公社は、工事に係る進捗管理をより徹底することが望ましい。

### Ⅲ. その他の事項

#### 1. パソコンの経済的な購入に関する課題

公社は、平成10年2月から平成13年2月の3か年間に以下のとおり28台のパソコンを購入している。これらはいずれも随意契約によっている。このうち、平成10年2月16日、平成10年9月11日及び平成11年12月3日には4台から6台と一括して購入している。

物品の購入における随意契約の範囲は、県財務規則では160万円以下となっているため以下の取引は準拠性違反ではないが、平成10年9月11日の購入見積価格は1,596,000円と随意契約できる金額の上限に近い金額となっている。

(単位：円)

区分	メーカー	購入年月日	台数	予定価格	契約別	購入価格	単価
ノート パソコン	東芝	H10.2.16	4	1,218,000	随契	1,048,320	262,080
	NEC	H10.5.21	2	619,500	随契	598,500	299,250
	東芝	H10.9.11	6	1,596,000	随契	1,323,000	220,500
	富士通	H11.6.28	2	625,800	随契	601,650	300,825
	東芝	H11.8.24	2	604,800	随契	604,800	302,400
	東芝	H11.11.11	1	315,000	随契	304,500	304,500
	NEC	H11.12.3	5	1,312,500	随契	1,233,750	246,750
	東芝	H12.3.3	2	583,800	随契	550,200	275,100
	東芝	H12.6.8	1	281,400	随契	275,100	275,100
	東芝	H13.6.4	1	288,750	随契	286,650	286,650
パソコン	富士通	H12.6.22	1	274,050	随契	269,850	269,850
	東芝	H13.2.9	1	357,000	随契	357,000	357,000
計			28	8,076,600		7,453,320	

公社では、パソコン1人1台体制が漸く確立したところである。

今後は、リース契約等の可能性も含め、更新計画を立て、経済的な購入を検討することが望ましい。

## 2. 臨時職員給与の現金払い

各料金徴収所に設置されている公社の出先機関である管理事務所では、各管理事務所長の裁量で臨時職員を雇用している。

臨時職員は、主に管理業務補助、構内清掃業務、測量手伝い、植栽剪定等の用務に従事している。平成13年度には、延べ148件で総額4,340,700円の臨時職員給与を支出している。

臨時職員の給与の支払いは、公社本社が、各管理事務所の臨時職員の給与請求金額に基づき、同金額を管理事務所の職員へ一括して振込み、管理事務所が各臨時職員に現金で支払っている。

三才山トンネル管理事務所の一部の者は口座振替となっているが、それ以外は、全て各管理事務所とも現金で支払いを行っている。その状況は次表のとおりである。

管理事務所名	延べ件数	左欄の内訳 (延べ件数)		実人員	支給額 (円)
		現金払い	口座振替		
三才山	55	19	36	17	1,243,200
松本	9	9	—	8	205,800
新和田	21	21	—	15	323,400
茅野	5	5	—	4	184,800
平井寺	17	17	—	6	363,300
志賀中野	1	1	—	1	12,600
白馬長野	10	10	—	4	315,000
五輪大橋	10	10	—	8	327,600
諏訪工事事務所	20	20	—	13	1,365,000
計	148	112	36	76	4,340,700

現金払いとなっている臨時職員の給与の支払いは、管理上の観点から個人別口座振替とすることが望ましい。

### 3. 徴収員会議に係る会議費

各料金徴収所は、春、夏の年各2回徴収員会議を開催している。

平成13年度の徴収員会議費は、総額1,198,381円(内訳:会食費1,136,541円、徴収員送迎用タクシー代61,840円)で、参加者は延べ353名で1人当たり3,395円の支出となっている。

このうち春の会議は、公社本社から職員が各料金徴収所に出向き会議を行っている。会議内容を徴収員会議出席者の復命書で見るとその内容は、①道路公社の概要説明、②非常時及び異常気象発生時の対応、③待遇改善(徴収員の心得)、④質疑・意見・要望等の意見交換となっている。

また、秋の同会議は、各料金徴収所とも冬期対策を議題にして開催しており、公社本社からの職員の派遣はなく、各料金徴収所のみで開催している。なお、松本トンネルは所長方針で、会議のみの開催とし、会食は行っていないので同項目の支出はない。

徴収員会議は、いわば公社の職員と徴収員との業務に関する内部的な伝達・連絡調整会議であり、飲食を行ってまで会議を開催する必然性に乏しいものといえる。

以下は、平成13年度の路線別徴収員会議経費である。

区分	開催日	費用(円)	タクシー代	参加者数	開催日	費用(円)	タクシー代	参加者数
三才山	4/24	84,000		38	11/20	84,525		23
松本	6/7	34,721		14		-		
新和田	5/11	56,453	23,540	22	11/28	70,598	28,280	22
茅野	6/13	94,781		19	11/29	80,000		23
平井寺	6/27	73,316		21	11/29	98,023		29
志賀中野	4/26	87,500		25	11/22	82,824		24
白馬長野	5/18	75,600		48	11/20	66,150	4,450	22
五輪大橋	5/18	75,600			11/16	72,450	5,570	23
計		581,971	23,540	187		554,570	38,300	166

\*春の白馬長野と五輪大橋の会議は共同開催しているため参加者数は同一欄に記載している。

\*\*秋の参加者数が春より多いところは、委託先農協関係者の出席に伴うことによる。

徴収員会議は、松本トンネル料金徴収所における会議と同様に実質的な会議とし、飲食を伴う会議の開催は見直すことが望ましい。

#### 4. 交際費について

平成13年度において、8管理事務所及び1工事事務所のうち5事務所では地元対策としてお中元、お歳暮の時期に自治会等に対しビール券の配布を行っており、その額は、平成13年度は合計110,100円となっている。

このような贈答については、諏訪工事事務所のように取り止める事務所も出てきている。また、公社では、平成14年7月25日の管理事務所長会議において、各管理事務所長からこの廃止について意向確認を行っている。

#### 平成13年度交際費の支出

事務所名	配布先	内容・枚数	中元	歳暮	摘要
三才山	M町N区	ビール券 6枚	配布	配布	道路沿線地区、24時間大型車や特殊車両等が多く通過することへの理解と協力依頼
	S町会	同上	配布	配布	同上
	S病院	同上	配布	配布	病院まで来ている下水道に事務所の下水をつなぎ使用していることへの謝礼
平井寺	H自治会	同上	配布	配布	焼却の灰、新聞、雑誌等ゴミを地元の自治会を通じて出している謝礼
	Sごみ収集業者	同上	配布	配布	収集範囲外の事務所まで来てもらい、かん類、ビン類の処分をしてもらっていることへの謝礼
志賀中野	N区	同上	配布	配布	トンネルの排水が溢れた時など、その処理を地元の区で対応してもらっていることへの謝礼
	K区	同上	配布	配布	事務所及び道路パトで拾ったゴミ、かん類をまとめて地元の区のゴミと一緒に出している謝礼
白馬長野	A区	同上	配布	配布	官民境界の草刈について、事務所で対応しきれない部分を地元の区に協力してもらっている謝礼
諏訪工事	NA区	同上	配布	—	トンネル工事に伴う地下水対策に協力していただいた謝礼
	NK区	同上	配布	—	同上
	区画整理組合	同上	配布	—	同上
	M区	同上	配布	—	延伸事業の中間区間工事への理解と協力をいただいている謝礼
	S区	同上	配布	—	同上
	D区	同上	配布	—	同上
茅野	I区	同上	配布	—	同上
	KT氏	同上	配布	配布	管理事務所の駐車場用地へのご理解、ご協力いただいていることへの感謝と謝礼
合計	お中元 70,464円			お歳暮 39,636円	

公社は、不要不急の交際費の支出を廃止することが望ましい。

#### 5. 県互助会事業主負担について

公社の従業員は、県職員と同様、県職員互助会（以下、「互助会」という。）に加入しているが、公社は、従業員自らが負担する掛金（給料×1%）とは別に、その66%相当額を事業主負担として互助会に納入している（本人掛金：事業主負担=100：66）。この掛金及び事業主負担のうち80%は長期経理（退会給付金、永年会員祝金等の事業）に充当される。

退会給付金（注）を例にとると、退職時には、従業員には退職手当支給規程に従って退職手当が支払われるが、互助会からも退会給付金が支払われる。退会給付金は、本人によるそ

れまでの積立額の返還という性質のほか、事業主による実質的な上乗せ額を含む。

地方公共団体においては、財政的悪化により、全国的に互助会事業への補助を削減する動きが見られる。また、県本体でも厳しい財政事情から職員給与の削減が検討されていることから、県の100%出資によって設立された公社においても同様に財政的な節減を検討することが必要であると思われる。公社は、その一環として、従業員の福利厚生への補助の範囲についても再検討が望ましい。

(注) 互助会から給付される退会給付金について全国平均(平成13年度)と長野県を比較すれば、以下のようなになる。

(単位:円)

勤続年数	20年	25年	30年
長野県	200,000	300,000	420,000
都道府県平均*	106,400	146,600	194,100

\*全国都道府県庁職員厚生事業協議会の調査による